

第1章 総則(第1条—第5条)

《省略》

第2章 市民

第1節 市民の権利(第6条・第7条)

《省略》

第2節 市民の責務(第8条・第9条)

第8条(市民の責務)

○市政世論調査、市民アンケート調査などによる市民意識の把握

第9条(事業者の責務)

○さっぽろまちづくりパートナー協定を6社と締結(H22時点)
○企業とNPOのマッチングを目的とした「さっぽろまちづくり研究会」の発足

第3章 議会及び議員(第10条—第12条)

第10条(議会の役割及び責務)

○議会図書館の資料などを拡大・運用

第11条(市民に開かれた議会)

○インターネットによる議会の動画配信
○議会だより等による情報提供
○議会キッズページの設置

第12条(議員の役割及び責務)

○請願、陳情に係る制度運用

第4章 市長及び職員(第13条—第16条)

第13条(市長の役割及び責務)

○集団広聴の実施(タウントーク、ふらっとホームなどの推進)

第14条(職員の責務)

○市民自治推進本部の設置(H18)
○職員のための情報共有・市民参加推進の手引き策定(H20)
○市民自治チェックリストの運用(H21～)

第15条(職員の育成)

○市民参加型ファシリテーション研修等の部局研修(H21～)
○市民自治に関する部局研修の推進
○ワークショップ研修等の職員研修

第5章 行政運営の基本(第16条—第20条)

第16条(行政運営の基本)

○行財政改革プランの制定(H19)
○出資団体の組織情報の公開、指導、意見公募

第17条(総合計画等)

○市民意見を取り入れた第2次新まちづくり計画策定(H18)
○政策指標達成度調査の実施、公表(H18～)

第18条(財政運営)

○予算編成方針の公表、編成過程における意見募集(パブリックコメント)
○財政状況がわかりやすい「さっぽろのおサイフ」の発行

第19条(行政評価)

○札幌市行政評価委員会による、外部の視点からの評価
○事業評価シートの公表
○平成22年度市民評価(事業仕分け)の実施

第20条(公正で信頼の置ける行政運営の確保)

○監査委員、オンブズマン制度の運用
○公益通報者保護に係る制度の整備(H21～)

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進(第21条—第24条)

第21条(市政への市民参加の推進)

○適切な市民の市政への参加の実施
⇒職員のための情報共有・市民参加推進の手引きで基準を規定
○パブリックコメントの運用
○附属機関等における公募委員の導入(要綱による規定)
○市民意見の政策反映システム事業の実施

第22条(住民投票)

《個別設置型であり、実績なし》

第23条(市民によるまちづくり活動の促進)

○札幌市市民まちづくり活動促進条例の施行(H20)
○さぽーとほっと基金の設置(H20)

第24条(青少年や子どものまちづくりへの参加)

○札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の施行(H21)
○「子どもに対する情報発信&子どもの参加」手引き策定(H22)
○子どもまちづくり手引書の配布(H21～市内小学校3年生全員に配布)

第2節 情報共有の推進(第25条—第27条)

第25条(情報公開)

○札幌市公文書公開制度の運用
○市政刊行物コーナーの運用

第26条(情報提供)

○タウントーク、ふらっとホーム、出前トーク、出前講座などの対話型情報提供の推進
○市民参加の実施予定、実施結果の公表(H21～)
○札幌市公式ホームページの改修(H22)
○市民が参加できる公開会議、フォーラム等の公表(H20～)

第27条(個人情報の保護)

○札幌市個人情報保護条例の施行、審議会の設置

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進(第28条・第29条)

第28条(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

○まちづくり協議会の設置と活動を支援
○まちづくりセンター自主運営化の推進(H20～)、地域交付金制度の設置(H21～)
○元気なまちづくり支援事業による財政的支援(H17～約4億円)
○各まちづくりセンターに「情報共有スペース」を設置

第29条(区におけるまちづくり)

○元気なまちづくり支援事業の運用(区の裁量によるまちづくり支援)
○区民協議会を全区に設置予定(H22)

第7章 他の自治体等との連携・協力(第30条)

第30条(他の自治体等との連携・協力)

○札幌広域圏における経済分野などの事業連携(観光、農業など)
○行政課題・まちづくりに関する札幌圏大学連携ネットワークの構築(H22～33大学)

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し(第31条・第32条)

第31条(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

○市民による集中評価会議の実施(H19～)
○行政評価シートによる内部評価の実施(H20～)
○有識者、公募委員等で構成される市民自治推進会議の設置(H22～)
○市民自治に関するアンケート調査等の実施(H21)

第32条(この条例の見直し)

《現在検討中》